ハ　社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

ニ　資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

ホ　社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

ヘ　社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(2)　社会福祉連携推進認定の申請は、社員の氏名又は名称、社会福祉連携推進業務を実施する区域等を記載した社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならないものとすることとした。（第一二六条関係）

(3)　所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができるものとすることとした。（第一二七条関係）

イ　その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。

ロ　社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。

ハ　社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

ニ　社員の資格の得喪に関して、イの目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ホ　定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一条第一項各号に掲げる事項のほか、必要事項を記載し、又は記録していること。

(二)　委託募集の特例

社会福祉連携推進法人の社員（社会福祉事業を経営する者に限る。）が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しないものとすることとした。（第一三四条第一項関係）

(三)　所轄庁による監督等の社会福祉法人に関する規定の準用等

(1)　社会福祉連携推進法人の所轄庁は、社会福祉法人に関する規定を準用するものとすることとした。（第一三一条関係）

(2)　社会福祉連携推進法人の計算、解散及び清算、役員等並びに社会福祉連携推進認定をした所轄庁（(3)において「認定所轄庁」という。）による監督等については、社会福祉法人に関する規定を準用するものとすることとした。（第一三八条第一項、第一四一条、第一四三条第一項及び第一四四条関係）

(3)　社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとすることとした。（第一四二条関係）

二　介護保険法の一部改正関係

1　国及び地方公共団体の責務に関する事項

国及び地方公共団体は、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するに当たっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならないものとすることとした。（第五条第四項関係）

2　認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項

(一)　国及び地方公共団体は、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）の予防等に関する調査研究の推進並びにその成果の普及、活用及び発展に努めるとともに、地域における認知症である者への支援体制の整備その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとすることとした。（第五条の二第二項及び第三項関係）

(二)　国及び地方公共団体は、認知症に関する施策の推進に当たっては、認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるように努めなければならないものとすることとした。（第五条の二第四項関係）

3　市町村が地域支援事業を行うに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとすることとした。（第一一五条の四五第五項関係）

4　介護保険事業計画の見直しに関する事項

(一)　市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項並びに有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する登録住宅（(二)及び三の２の(三)において「登録住宅」という。）のそれぞれの入居定員総数について定めるよう努めるものとすることとした。（第一一八条第三項関係）

5　介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等に関する事項

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める介護サービスを利用する要介護者等に提供される当該サービスの内容等及び地域支援事業の実施の状況等の事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとするとともに、必要があると認めるときは、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができるものとすることとした。（第一一八条の二関係）

三　老人福祉法の一部改正関係

1　老人福祉計画の見直しに関する事項

(一)　市町村老人福祉計画について、老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項について定めるよう努めるものとすることとした。（第二〇条の八第三項関係）

(二)　都道府県老人福祉計画について、老人福祉事業に従事する者の業務の効率化及び質の向上のために講ずる措置に関する事項について定めるよう努めるものとすることとした。（第二〇条の九第三項関係）

2　有料老人ホームの設置の届出等に関する事項

(一)　有料老人ホームを設置しようとする者が都道府県知事に届け出なければならない事項の一部及び当該届出をした者が届出に変更が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項について、厚生労働省令で定める事項とすることとした。（第二九条第一項及び第二項関係）

おける人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとすることとした。（第一一七条第三項及び第四項関係）

(二)　都道府県介護保険事業支援計画について、介護給付等対象サービス等に従事する者の業務の効率化及び質の向上に資する事項並びに有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数について定めるよう努めるものとすることとした。（第一一八条第三項関係）

(三)　介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等に関する事項

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める介護サービスを利用する要介護者等に提供される当該サービスの内容等及び地域支援事業の実施の状況等の事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとするとともに、必要があると認めるときは、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができるものとすることとした。（第一一八条の二関係）